

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年9月28日

【会社名】 株式会社テー・オー・ダブリュー

【英訳名】 TOW CO., LTD

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長兼最高経営責任者（CEO）川村 治

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号 神谷町セントラルプレイス

【電話番号】 03（5777）1888

【事務連絡者氏名】 常務取締役兼執行役員管理本部長 木村 元

【最寄りの連絡場所】 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号 神谷町セントラルプレイス

【電話番号】 03（5777）1888

【事務連絡者氏名】 常務取締役兼執行役員管理本部長 木村 元

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【提出理由】

平成22年9月24日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成22年9月24日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金16円 総額184,188,240円

ロ 効力発生日

平成22年9月27日

第2号議案 定款一部変更の件

取締役の経営責任を明確にし経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、所要の変更を行うものであります。

法令に定める監査役員の数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役の規定を新設することとし所要の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役7名選任の件

本総会の終結の時をもって取締役5名は任期満了となります。また、経営基盤の強化を図るため取締役2名を増員し、川村治、真木勝次、秋本道弘、木村元、島村繁男、江草康二および攝津浩義の7名を取締役に選任するものであります。

第4号議案 監査役2名選任の件

本総会の終結の時をもって、監査役西山達海氏及び河野光成氏は任期満了となります。つきましては、倉見晴夫、吉田茂生の2名を監査役に選任するものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役員の数を欠くことになる場合に備え、予め竹中徹を補欠監査役に選任するものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

第6号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

平成22年6月30日付をもって、取締役を辞任により退任した小林雄二、大山利

栄、舛森丈人、尾関健児の4氏及び本総会の終結の時をもって監査役を退任されます西山達海、河野光成の2氏に対し、それぞれ在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に基づき、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役については、取締役会に、監査役については監査役の協議にそれぞれ一任願いたいと存じます。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 剰余金処分の件	81,492	84	0	(注)1	可決 98.0%
第2号議案 定款一部変更の件	81,353	223	0	(注)2	可決 97.9%
第3号議案 取締役7名選任の件					
川村 治	80,322	1,241	0	(注)3	可決 96.6%
真木 勝次	80,581	982	0		可決 96.9%
秋本 道弘	80,573	990	0		可決 96.9%
木村 元	80,544	1,019	0		可決 96.9%
島村 繁男	80,526	1,037	0		可決 96.9%
江草 康二	80,510	1,053	0		可決 96.8%
攝津 浩義	80,448	1,115	0		可決 96.8%
第4号議案 監査役2名選任の件					
倉見 晴夫	80,757	806	0	(注)3	可決 97.1%
吉田 茂生	79,616	1,947	0		可決 95.8%
第5号議案 補欠監査役1名選任 の件				(注)3	
竹中 徹	81,394	182	0		可決 97.9%
第6号議案 退任取締役及び退任 監査役に対する退職 慰労金贈呈の件	62,202	19,374	0	(注)1	可決 74.8%

(注) 1 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2 議決権行使をすることができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため議決権の数の一部を集計しておりません。